

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類**

平成22年5月14日

平成23年12月12日一部改正

平成25年4月1日一部改正

えちご上越農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAえちご上越（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支店・出張所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店・出張所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月25日から実施する。

この方針の変更は、平成25年4月1日に遡及して実施する。

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1) 金融円滑化管理委員会の設置

代表理事理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる態勢を組織横断的に協議・管理いたします。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告し、または議決を受けることとしております。

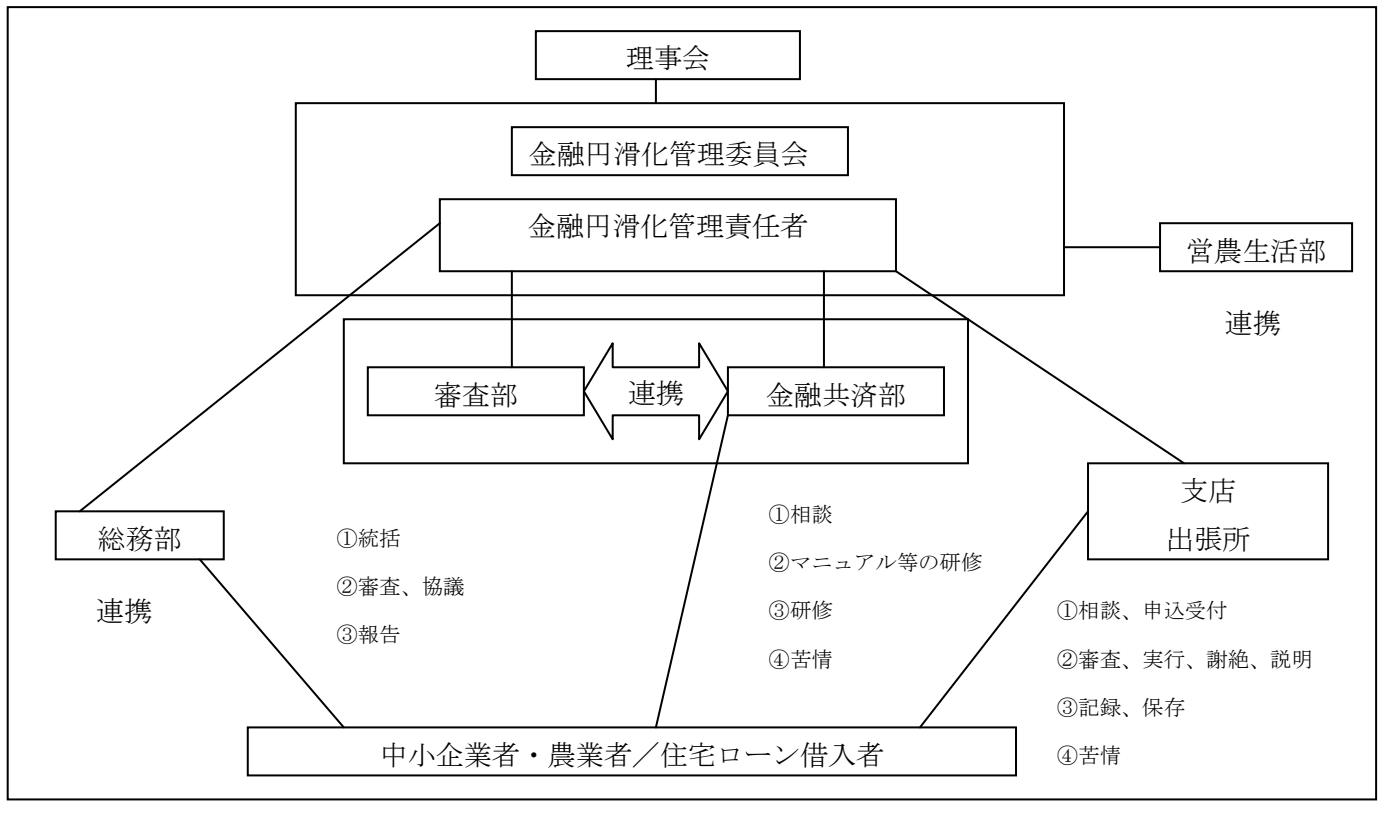
(2) 金融円滑化管理責任者の設置

信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

金融共済部に金融円滑化管理責任部署を設置するとともに、各支店・出張所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店関係部署及び各支店・出張所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

(4) 各支店・出張所等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を本店金融共済部に設置するとともに、各支店・出張所にも相談窓口を設置しました。
- (2) お客さまからの当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部、各支店、出張所において苦情相談を受け付けることとしております。
- (3) 相談窓口において苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、相談・苦情等管理責任者である総務部長へ報告し、総務部長は当該部署に対して対応の指示及び処理の一元的管理を行うことで、適切な対応を実施する体制を整備しております。
また、総務部長は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、金融円滑化の趣旨に照らし、不適切または不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告し、金融円滑化管理委員会では、お客さまからの重要な相談・苦情等を踏まえ、金融円滑化管理態勢の整備に関する協議を行うこととしております。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 当組合は、お借入条件の変更等を行った中小企業や農業者のお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組むとともに、営農生活部担当部署と審査部担当部署が連携し、経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行うなど、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
- (2) 役職員に対する研修を実施することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

平成22年5月14日
平成23年12月12日一部改正
平成25年4月1日一部改正

えちご上越農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、本・支店・出張所・ローン営業センターの「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客さまから、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせいたします。

以上

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	電話番号	店舗名	所在地	電話番号
本店 融資課	上越市藤巻5番30号	025-527-2002	大島支店	上越市大島区岡3320-22	025-594-3346
和田支店	上越市大和2-4-30	025-524-2701	はまなす支店	上越市柿崎区柿崎3337-1	025-536-2283
中央支店	上越市大字上中田990	025-524-3930	大潟支店	上越市大潟区土底浜3035-1	025-534-3121
春日支店	上越市春日山町3-3-17	025-523-2885	頸城支店	上越市頸城区百間町310-2	025-530-2321
有田支店	上越市春日新田5-3-30	025-543-2661	八千浦南川支店	上越市頸城区上吉194-5	025-531-0717
谷浜支店	上越市大字有間川465-1	025-546-2331	吉川支店	上越市吉川区片田1500	025-548-2323
上越支店	上越市大字長面94-1	025-524-6736	新井支店	妙高市朝日町1-7-9	0255-72-2260
富岡出張所	上越市大道福田615	025-523-5330	泉支店	妙高市大字下濁川1846-1	0255-75-2322
三和支店	上越市三和区野820	025-532-2311	中郷支店	上越市中郷区二本木1372-1	0255-74-2033
清里支店	上越市清里区荒牧1068-1	025-528-3131	板倉支店	上越市板倉区針881-4	0255-78-2311
牧支店	上越市牧区柳島803	025-533-6121	関山支店	妙高市大字関山1185	0255-82-2002
名立支店	上越市名立区名立大町4211	025-537-2211	妙高高原支店	妙高市大字田口291	0255-86-3121
安塚支店	上越市安塚区安塚2544	025-592-2019	ローン営業センター	上越市鴨島1-5-51	025-522-4976
浦川原支店	上越市浦川原区顕聖寺195-1	025-599-2331			

【ご相談受付時間：8:30～16:00】

※但し、ローン営業センターは9:30～15:00となります。

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、本店金融共済部（融資課）、各支店・出張所にてお受けいたします。